

平成29年第6回宇佐市教育委員会会議録

平成29年5月26日午後3時00分、宇佐市教育委員会を宇佐市教育委員会2階会議室に招集した会議は次のとおりです。

・出席委員

委員長	佐藤 修水
委員長職務代理	矢野 省三
委員	松永 建比古
委員	秋吉 禮子
教育長	近藤 一誠

・欠席委員 なし

・説明のため会議に出席した職員

教育次長兼教育総務課長	若山 雅敏
学校教育課長	川島 数志
社会教育課長	佐藤 良二郎
図書館長	出口 昭子
学校給食課長	吉武 裕子

・本会議の書記

教育総務課教育総務係主幹(総括) 向 英子

◎附議事項

- 議第46号 平成29年度教育費一般会計補正予算(第1号)(案)について
(各課)
- 議第47号 宇佐市奨学生選考委員会委員の委嘱について (教育総務課)
- 議第48号 宇佐市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について
(学校教育課)
- 議第49号 宇佐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(学校教育課)
- 議第50号 指定校変更について (学校教育課)
- 議第51号 社会教育委員の委嘱について (社会教育課)
- 議第52号 公民館運営審議会委員の委嘱について (社会教育課)
- 議第53号 三和文庫運営協議会委員の委嘱について (社会教育課)
- 議第54号 史跡法鏡寺廃寺跡保存整備委員会委員の委嘱について
(社会教育課)

◎報告事項

(1) 6月の行事等の予定について

(各課)

◎追加議案

議第55号 宇佐市教育委員会委員長の選任について

議第56号 宇佐市教育委員会委員長職務代理者の指定について

(開始 午後3時00分)

委員長 平成29年第5回宇佐市教育委員会会議録を承認後、開会を告げる。

(開会 午後3時05分)

委員長 議第46号平成29年度教育費一般会計補正予算(第1号)(案)について各課に説明を求める。

教育次長 (各課から平成29年度教育費一般会計補正予算(第1号)(案)について説明する)

委員長 異議がないので、議第46号平成29年度教育費一般会計補正予算(第1号)(案)については、承認し、議第47号宇佐市奨学生選考委員会委員の委嘱について教育総務課に説明を求める。

教育次長 議第47号宇佐市奨学生選考委員会委員の委嘱についてでございますが、これにつきましては、市議会の常任委員会委員・委員長等の改選及び教職員の人事異動により変更の生じた委員の委嘱でございます。委嘱期間につきましては、前任者の在任期間となっております。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員長 何か質問はないか。異議がないので、議第47号宇佐市奨学生選考委員会委員の委嘱については、承認し、次に議第48号宇佐市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 16Pから20Pをご覧ください。まず、16Pをお願いいたします。例規の名称は、宇佐市いじめ問題対策連絡協議会等条例で、条例の目的・要旨につきましては、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等の対策に関し、市の対策の基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対

策を推進することを目的に、条例を制定いたします。以下、いじめ防止対策推進法の第14条第1項に基づき「宇佐市いじめ問題対策連絡協議会」を、法第14条第3項により「宇佐市いじめ問題専門委員会」を、法第30条第2項により「宇佐市いじめ問題再調査委員会」という、この3つの協議会・委員会を条例で定めるものであります。例規の施行日は平成29年7月1日からとなっております。

(条例の内容について詳しく説明する)

- 委員長 何か質問はないか。
- 委員 いじめが実際にあれば教育委員会に上がってくるが、この外部の人で組織する専門委員会で解決しないときは、今度は市長の方でまた再調査委員会をさらに作ることになるのか。
- 学校教育課長 まず、学校は当該学校に在籍する児童にいじめがあるののではないかと学校長が認知した場合は、学校が速やかにその事実の有無を確認して調査をし、措置を講ずるとともにその結果を教育委員会に報告をします。教育委員会は、それを受けてその事実の有無等、解決に向けての手だて等について、十分でないと判断した場合は、この専門委員会にかけます。外部の人5名以内をもって組織するのですが、この5名の専門委員につきましては、弁護士、カウンセラー、医師等で組織されております。今までは要綱で設置していましたが、今回、条例に変えるということであります。
- 委員 昨年委嘱した5名のことか。それで解決しない場合は、市長が再調査委員会を新たに作るということか。
- 学校教育課長 そうです。
- 教育長 このいじめ防止対策推進法は平成25年にできております。それを受けて努力義務という形で、地方自治体は要綱等を定めていじめ対策連絡協議会や専門委員会を作りなさいということで指導がありました。他の市町村は教育委員会が定める要綱ではなく条例で定めているため、今回、宇佐市も条例をきちんと定めることになりました。連絡協議会では、前から定期的に各関係機関とそれぞれの立場での状況把握などを出し合って協議をしております。そして、学校や教育委員会で相談して厳しいなとなった場合は、弁護士や医師ですとか、そういった方に入っていたいただいた専門委員会で協議をしましよとなりませう。それがもうちょっと甘いのではないかというようなことが出てくれば、市の方で再調査委員会を作り、きちんと調査をするということで、3段階になります。問題発生をしてから2段階という

ことになります。

委員長 要綱の時点では、再調査委員会のようなものはまだなかったのか。

教育長 設置だけはしていましたが、それにかけるような内容はありませんでした。このいじめ問題対策連絡協議会は、今年2月に関係機関に集まっていただいて、各機関から情報を提供していただきました。これは要綱に基づいて行っていました。今回7月以降は条例という形で進めて行こうということで、条例制定ということで6月議会に提案をするものであります。

委員長 他に質問はないか。異議がないので、議第48号宇佐市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定については、承認し、次に議第49号宇佐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 21Pをお開きください。議第49号宇佐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例ですが、平成28年10月よりスクールソーシャルワーカーを週2日間、教育委員会から各学校に派遣して、問題解決・調整等をしてまいりましたが、県が当初定めたスクールソーシャルワーカーの時給1,500円について、各地からスクールカウンセラーと比べてもずいぶん安い、業務内容から比べても安いと、これでは人員が集まらないということがあり、提案理由にもありますが、県が報酬額を1,500円から2,500円に変更するため、今回改正を行うものです。よろしくお願いたします。

委員長 何か質問はないか。

教育長 スクールソーシャルワーカーの方の活躍の事例などはありますか。

学校教育課長 口頭で申し訳ございませんが、これまでの不登校にかかる事例に関して、そこに手だてを見つけるというのは学校しかありませんでした。学校と保護者と一体となって、この子が学校に来るためにはどうしたら、どういう環境を作れば一番良いのか、保護者も一緒になって考えられる場合は学校もずいぶん話が進みますが、保護者にも生活上の課題がある場合、学校の教員がその家庭に足を運んでもなかなか同じ方向を向けないという事例があります。そのような時、これまでは学校だけの事後の対応策でしかなかったのですが、今それぞれの学校に入っただきながら、福祉課や子育て支援課等にも声かけをして、ケー

ス会議等を開いて一緒に考えていただきたいというような話を少しずつしております。とは言ってもまだスタートしたばかりであり、まだ成果とは言い難いのですが、学校だけがこの問題を背負っているという部分からは一歩脱却しつつあるという感じを掴んでいるところです。

委員 今年は何名いるのか。

学校教育課長 3名です。

委員 全部の小中学校に3名か。

学校教育課長 必要があれば、全部の小中学校です。

委員 安心院高校から言われたのは、もし市がソーシャルワーカーを設置した場合、小中高一貫で中学校からそのまま高校に入ってくる。そうするとソーシャルワーカーと連携しておかないと、高校に送り込まれても手の施しようがないという例が非常に最近増えてきたと。義務制でソーシャルワーカーを設置したら、高校との連携を取りたいという話を受けている。なかなかそこが頭を抱えている問題のようだ。

学校教育課長 そうですね。行政の縦割りの課題と思われれます。小中学校は県でいうと義務教育課がもち、高校からは高校教育課がもっています。

委員 これから実績を積んでいけば、この子についてはというのは出てくると思う。やはり連携とる必要がある。一緒にやっていると小中高一貫の場合は難しいのではないか。

学校教育課長 特別支援としては、宇佐市には宇佐市単費で発達障害の子どもたちに対して全部で42名の支援員がいますが、高校は大分県下で支援員の数は0人で、つまり高校に進学したら、その子どもたちは特別教育の支援を受けられないことが多い実態があります。今義務制から高校教育課に向けて、支援員をつけていただけないかというお願いの発信はしているところです。

委員 高校は中高一貫をしているところは少ない。小中高一貫になると、そのあたりの繋がりというのが、非常に問題になってくる。県教委からいえば、そういう連携をしているところは少ないので、なかなか進まない。そういう問題がこれからおこってくると思う。難しい。

委員 今この話の中で、保護者への対応は非常に大事だと思う。なかなか学校では保護者というのは関わりがない部分があって、保護者サイドで関わっていくという人の存在は大事である。人数が必要な場合は増やしていただけるようお願いしたい。高校については、高校のほうから県にあげていただけたらどうか。

- 学校教育課長 課題を抱えた児童生徒は多いです。県はいわゆる定数外の加配として、宇佐市には数名ですがけれども児童生徒支援加配という定数外の職員を配置しています。数名の職員を加配として各学校に配置していますので、義務制ではそこでなんとか踏ん張っているという状況です。
- 委員 この問題については、高校の方から直接県教委に要望を提出してもらいたいと思う。
- 委員長 他に質問はないか。異議がないので、議第49号宇佐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、承認し、議第50号指定校変更について学校教育課に説明を求める。
- 学校教育課長 議第50号指定校変更について説明いたします。22Pをご覧くださいと思います。今回は、小学校6年生1人、中学校1年生1人、中学校2年生1人の計3名です。なお、登下校においては、保護者が責任を負うことになります。
(変更理由等は議案に記載)
- 委員長 異議がないので、議第50号指定校変更については、承認し、次に議第51号社会教育委員の委嘱について社会教育課に説明を求める。
- 社会教育課長 議第51号社会教育委員の委嘱についてであります。23Pになります。任用期間につきましては、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2カ年でございます。新規のみをご説明いたします。小学校校長代表、中学校校長代表、宇佐市議会文教福祉常任委員会代表の方々が新規での委嘱となります。以上、ご審議よろしく申し上げます。
- 委員長 何か質問はないか。異議がないので、議第51号社会教育委員の委嘱については、承認し、次に議第52号公民館運営審議会委員の委嘱について社会教育課に説明を求める。
- 社会教育課長 24Pになります。議第52号公民館運営審議会委員の委嘱についてであります。任期につきましては、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2カ年となっております。これも、新規の委員のみご説明いたします。市議会代表、教頭会代表、子ども広場代表、また公民館代表につきましては利用者の代表ということになっております。なお、市議会代表につきましては、5月11日からの委嘱となります。以上、ご審議よろしく申し上げます。
- 委員長 何か質問はないか。異議がないので、議第52号公民館運営審議会委員の委嘱については、承認し、次に議第53号三和文庫

- 運営協議会委員の委嘱について社会教育課に説明を求める。
- 社会教育課長 25Pになります。議第53号三和文庫運営協議会委員の委嘱についてということで、変更した委員のみご説明いたします。図書館長の変更になります。新たな任期につきましては、平成29年5月1日から平成30年3月31日までとなっています。ご審議よろしくお願ひいたします。
- 委員 長 何か質問はないか。異議がないので、議第53号三和文庫運営協議会委員の委嘱については、承認し、次に議第54号史跡法鏡寺廃寺跡保存整備委員会委員の委嘱について社会教育課に説明を求める。
- 社会教育課長 26Pになります。議第54号史跡法鏡寺廃寺跡保存整備委員会委員の委嘱についてでございますが、これにつきましても、変更のあった委員のみご説明いたします。文教福祉常任委員会委員長と法鏡寺区長の2名が変更となっております。任用期間につきましては、平成28年4月1日から事業終了までです。以上、ご審議よろしくお願ひいたします。
- 委員 長 何か質問はないか。異議がないので、議第54号史跡法鏡寺廃寺跡保存整備委員会委員の委嘱については、承認し、次に報告第1項の6月の行事等の予定について。
- 教育次長 教育総務課です。6月1日に宇佐警察署1階大会議室で宇佐市防犯協会常任理事会が開催されます。2日に6月議会が開会となっております。5日、6日、8日、9日にその議会の一般質問に対する検討会が開催されます。7日に教育委員会2階会議室で教育委員会定例課長会議、6月13日から16日に議会議事堂で議会一般質問がございます。20日に教育委員会2階会議室で教育委員会定例課長会議、議会議事堂で議会議案質疑が開催されます。21日に文教福祉常任委員会、23日に第2応接室で定例記者会見が予定されております。27日に教育委員会2階会議室で定例教育委員会が予定されております。28日10時から議会議事堂で6月議会の閉会となっております。以上です。
- 学校教育課長 6月1日から10日にかけて市内24校全ての小学校5年生が、昨年度に引き続き全国小学生歯みがき大会に参加いたします。2日、5日、7日につきましては、5月から続きます中津教育事務所長学校訪問の7日目、8日目、9日目ということで、9日目で終了であります。2日の夕方、上院内分校でふれあいの夕べがございます。8日は大分市で関係団体の定期大会、9日は福岡高裁にて口頭弁論の2回目が開かれます。10日は今年

度第1回目の土曜授業が全小中学校で行われます。午後は県教組宇佐高田支部の定期大会、19日は校長・所長会、そして教育長による校長・所長の面談が以下5回ございます。22日は教頭会、保健会総会、教育長面談です。23日は教育長面談に引き続き、夜は中津教育事務所と校長会の懇談会があります。26日は教育長面談であります。以上です。

社会教育課長

6月1日、5日に宇佐・院内・安心院地域の公民館長・指導員会議があります。5日に宇佐文化財愛護少年団結団式、8日に和間文化財愛護少年団結団式が予定されております。6日に今年秋に宇佐で実施されますヒューライツフォーラム宇佐大会の実行委員会があります。24日に長洲みんなで良い子に育てる会の総会が長洲公民館で予定されております。以上です。

図書館長

5月2日から6月14日まで、エントランスホールにおいて、農政課のクロダマルコンテスト・パネル展示を行っております。5月27日から7月2日まで「渡綱コレクション展」としまして、中村玲方さん、奥村土牛さん等の日本画図17点を展示しております。他には渡辺綱雄氏の小学校の時の教科書等の展示も行っております。そして、6月1日から30日までエントランスで「宇佐美術協会作品展」を行っております。図書館主催の教室として、絵便り教室、近世文書を読む会、横光利一を読む会、中世文書を読む会を行っております。6日から11日まで全館を休館とし、蔵書点検を行います。16日から7月2日までエントランスホールで教科書展示を行います。そして、お手元にチラシをお配りしておりますが、図書館の開館延長を6月16日から10月21日までの金曜日に試行的に行おうと思っております。無作為に抽出してアンケートを収集する予定にしておりますので、その結果、来年度どのような形で開館をするのか、時間を延長するのかどうか、ということを決めていきたいと思っております。以上です。

学校給食課長

学校給食課です。6月7日にマテ貝の収穫体験を予定しております。6月はアレルギー対応として、安心院・院内地域が3回、マテ貝、卵とえびの除去を行います。宇佐地域が4回、乳と卵の除去を行います。19日に津房小学校全校で、その日の給食に使うためのこの皮むき体験を行います。22日はラッキースター給食を南部で行います。28日、29日に宇佐と南部でふるさと給食の日を行う予定となっております。以上です。

委員長

質問はありませんか。なければ、次に次回教育委員会の日程について。

事務局 次回教育委員会の日程についてですが、教育委員会行事等を勘案しまして、6月27日火曜日の午後2時00分から宇佐市教育委員会2階会議室で開催したいと思います。如何でしょうか。

委員長 6月27日火曜日の午後2時00分からでよろしいですか。

委員 異議なし。

委員長 異議がないので、次回教育委員会は6月27日火曜日の午後2時00分から、宇佐市教育委員会2階会議室で開催します。

委員長 次回教育委員会の日程が決まりましたところで、追加議案がございます。

当初の次第と変更になりますが、人事案件の追加議案がございます。追加の2議案は、人事案件で教育委員会の身分の取扱いに関するものであり、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、非公開で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 異議なし。

非 公 開

委員長 各委員に諮り確認のうえ、第6回教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後4時34分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。